琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 単一組合スト及び 個別労働案件

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2019-02-08
	キーワード (Ja): ストライキ, 労使間の争議, 沖縄事務所
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43692

尚接雇用制度(復帰研提言、主法院質的)

未阅沖縄事務所長代電 軍労の有の间接雇用制度採用に 倒する復帰所の提言(連) (総務長官へ イ142号) 復帰问題研究会では9日、法律委員会 在夏長 ミャラチョウタッ弁護士)が纏めた 「軍官係労切有の地位改善のための提案」 と窓論委員会で承認して発表した。(資料 このレポートは66~一ひに及ぶか なり厖大なものであるが、内容は、運営 係労務条件の歴史的圣過と記述した後に、 「労仂基本权の現状とその問題矣」と題

注 齊

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。

電 信 写

本電の主管変更その他につ 連絡ありたい。

して、争試权の禁止、重要産業におけるス トライキの禁止、合衆国用地における労 仂治動と非合法治動、労仂国係委員会 制度と労使国保委員会、政治就全の制限 に関し、それぞれ布令//6号ならなに 総合労力布令について、加えられている制 限の現状を詳述している。そして、最後 に、現状の改善を図るために、「本 土政府による回接雇用副選とすでは いかなくとも、沖縄の現状に即じた 肝うでの産用制度」を採用プラよう提言 している。これはっまり、琉球政府 による労務提供と意味しているわけで あるが、レポートは、「安保条約の通 用下にない沖縄では、基地を質多し 労務を提供する法的裏付けはテく、独 立の主权国家でない硫球政府がそのよ うな能力を持ち得るが、との疑問も

-2

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を即せられたい
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に

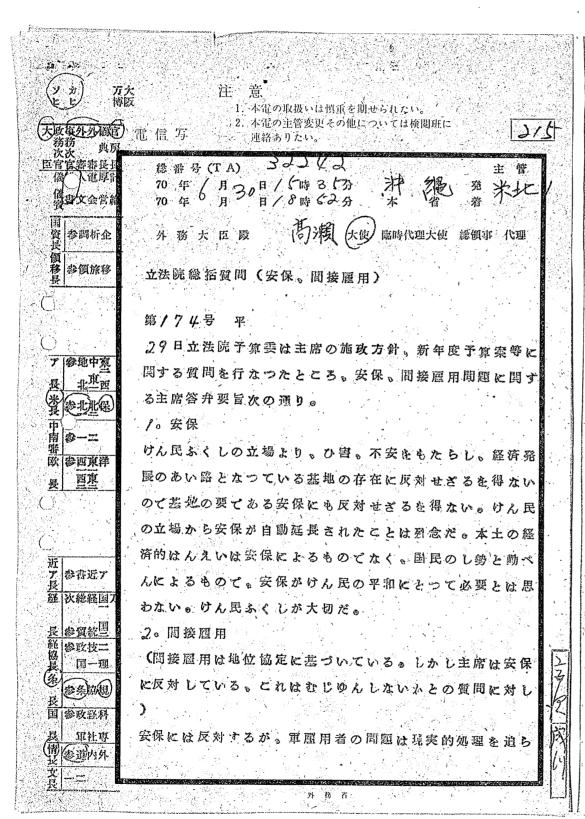
電信写

あろうが、沖縄の本土復帰が目前に迫っていか現在、米国は、本土と沖縄の一体化促進の面からも協力して硫球政府に、その权能を与えるべきである」としている。

レポートと発表したわと安里含長に対して、記有団からは、労勿基準監督法に基づく基地立入りが許可されるのか、関連立法はどの程度必要なのか、といった負別がなされた。

因みに、復帰研では復帰に際しての 米軍基地の在り方について、今月中にレ ボートを発表することにしており、注 目と集めている

(3)



注 一音

1.本電の取扱いは慎重を期せられたい。

電信写

2. 本電の主管変更その他については検閲所 連絡ありたい。

れており。むじゆんはあつても現実の処理を重視する。 (ナカマツ労働局長答弁: 現在おきなわには安保は適用されていない。 少なくとも現時点では安保と関係なく労働者の ふくしの立場から間接雇用制度を採り入れて行こうという ことが実態である。)

(1)

~) ~

外 務 省